

災害等準備金取崩金助成要項

1 趣旨

この要領は、大規模災害に備えて積み立てしている災害等準備金のうち、積立期間が3年を経過し取り崩した資金を活用し、防災・減災を目的とした事業等に助成するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象事業

次の事業を助成対象とする。

① 防災や減災を目的とした事業

【事業例】

- ・災害時に備えた備品（発電機、倉庫等）や機材等の購入
- ・非常食等の備蓄や非常用持出袋の整備
- ・災害ボランティアの養成、防災意識向上のための研修会の開催
- ・防災ハンドブックの作成

② 当該年度中の助成により効果が得られると認められる事業

3 対象団体

地域の福祉課題の解決に取り組む、次の団体（法人格の有無は問わないものとする。）を対象とする。

- ・市町村社会福祉協議会
- ・特定非営利活動法人（NPO）
- ・ボランティア団体、住民団体等

4 対象経費

次の費用を対象とする。

- ① 事業目的を達成するための会議費、研修費、報償費、旅費等
- ② 事業目的を達成するための車両、備品、機材等購入費

5 対象外経費

次の費用は対象としない。

- ① 団体運営に関わる管理経費
- ② 団体本来の活動に関する人件費
- ③ 団体運営上必要な機器、備品等の購入費
- ④ 飲食費又はそれに類する費用
- ⑤ 高額な交通費及び視察研修費

6 助成内容

助成率及び助成の上限額は、次のとおりとする。

(1) 助成率

事業費の3/4以内とする。

(2) 助成の上限額

- ① 市町村社会福祉協議会 上限100万円
- ② NPO法人、ボランティア団体、住民団体等 上限 30万円

7 助成事業の実施期間

助成事業は、助成年度で終了するものとする。

8 助成の審査

助成事業については、配分委員会の審査を経て、理事会及び評議員会の議決を得るものとする。

9 助成の手続き

(1) 申請

助成を受けようとする者は、申請書（別紙様式1）に次の書類を添えて別に定める日まで本会に提出するものとする。

なお、必要に応じて、審査に必要な書類の追加提出を求めることがある。

- ① 定款、会則等
- ② 前年度の事業報告書及び決算書
- ③ 申請年度の事業計画書及び予算書
- ④ 見積書の写し（車両、備品、機材等の購入の場合）
- ⑤ カタログ（車両、備品、機材等の購入の場合）
- ⑥ 参考資料（団体の活動が分かるパンフレット、チラシ等）

(2) 助成決定

助成決定したときは、速やかに決定通知書を申請者に送付し、助成金を交付するものとする。

(3) 事業完了後の報告

事業完了後は1ヶ月以内に事業報告書（別紙様式2）を提出するものとする。

10 助成の取消し及び返還

次のいずれかに該当するときは、助成を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成事業を中止したとき
- (2) 助成金を指定した事業に使用しないとき
- (3) その他本会の指示に反し不相当と認めたとき

11 その他

助成については、この要領によるほか、本会の共同募金助成要綱の定めるところによる。